

## 「佐賀県人権施策基本方針」の策定方針（案）

### 1 新たな基本方針の策定理由

- ◎令和5年3月に、新たな人権条例を制定・施行。
- ◎新たな条例では、人権施策を実施するための基本方針を定める旨を規定。
- ◎新たな条例では、教育・啓発に加え、相談体制の整備や人権侵害行為があった場合の行政指導など、人権侵害行為の防止等を図るための新たな施策等を規定しており、これらを踏まえた、新たな基本方針を策定する必要がある。

### 2 基本方針の名称

- ◎「佐賀県人権施策基本方針」（仮称）
  - ※従前の人権条例に基づき策定した「佐賀県人権教育・啓発基本方針」は廃止。

### 3 基本方針策定に当たっての考え方

#### （1）新条例に込めた趣旨や思い等を明記

- ・人権問題の解決に向けた思い（条例前文）
- ・不当な差別など“してはならない行為”の明記
- ・県、市町、県民の責務に加えて、事業者の責務を新たに追加。

#### （2）新条例に規定（追加）した県の取組を明記

- ・解決に向けた行政指導（助言、説示、あっせん等）
- ・プロバイダ等への削除要請の取組
- ・人権啓発センターさがを拠点とした相談体制の整備 等

#### （3）教育・啓発の取組（課題別取組を含む）に関しては、現行の基本方針の内容をベースに必要な見直しを行う

（新たな基本方針に反映する事項等）

- ・人権に関する県民意識調査結果（令和3年度）
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の制定（令和5年6月）
- ・パートナーシップ宣誓制度の導入（令和3年8月～）
- ・佐賀県施策方針2023等、直近の県の各種計画との整合 等

#### 4 構成について

以下内容の構成とする。

◎基本方針策定の趣旨

◎人権を取り巻く状況

◎教育・啓発の推進

◎相談体制の整備

◎人権侵害行為の解消等を図るための取組

◎インターネット上の人権侵害行為の防止等を図るための取組

◎課題別施策の推進

- ・ 部落差別（同和問題）
- ・ 高齢者
- ・ 患者等
- ・ 性的指向・ジェンダーアイデンティティ等
- ・ その他の人権に関わる様々な課題（刑を終えて出所した人、ホームレス等生活困窮者、北朝鮮当局による拉致問題等、人身取引、災害に起因する人権問題、個人情報の保護、その他の人権課題）」
- ・ 女性
- ・ 障害者
- ・ 犯罪被害者等
- ・ こども
- ・ 外国人

◎その他